

令和 8 年度仙台市国民健康保険特定保健指導（積極的支援等）業務 委託仕様書

令和 8 年度仙台市国民健康保険特定保健指導業務委託契約書に基づく委託業務の実施については、次の仕様により行うものとする。

以下、仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課を「保険年金課」、特定保健指導実施機関を「実施機関」という。

1 業務の名称

「令和 8 年度仙台市国民健康保険特定保健指導業務」（以下「委託業務」という。）

2 委託の期間

契約締結日から令和 9 年 9 月 30 日まで

3 目的

仙台市では特定保健指導（積極的支援）実施率が、令和 6 年度法定報告では13.7%と仙台市国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）における令和 6 年度目標値（20%）に達していない。同計画内における特定健診有所見者の状況についても、男女ともにHbA1cの有所見者割合が全国より高く増加傾向にあり、メタボリックシンドローム該当者割合も指定都市や全国と比べて高い状況が続いている。生活習慣病は長年の生活習慣が影響しており、自覚症状が乏しいまま進行するため、健診により発症リスクを把握し、生活習慣の改善によってリスクを低減できる。当事業では、対象者が特定保健指導により、自身の健康状態の理解を深め、個々の生活習慣に応じた取り組みを実践することで、健診結果の改善を目指す。そのため、健診結果に応じて毎年度継続して当事業を活用できるよう支援し、取り組みの定着を図る。また、複数の保健指導実施形態があることで利便性を高め、事業者別のプログラムの特色を明確にすることで、より効果的な保健指導を受けられるようにする。

4 実施場所

個別相談（施設型）	実施機関の施設内（仙台市内）において実施
個別相談（非施設型）	5 区役所・2 総合支所において実施
個別相談（遠隔型）	オンラインで実施

※上記以外に保険年金課が指定する場所での実施をすること。

5 委託の期間

初回支援 令和 9 年 5 月 31 日まで

実績評価 令和 9 年 8 月 31 日まで（初回支援から 3 か月以上経過後に実施）

6 特定保健指導の対象者

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省令第 157 号。）第 8 条に規定する者。

7 実施機関の業務の内容

「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）」の規定に基づき、特定保健指導積極的支援を実施する。

委託業務の内容は、「健診・保健指導実施基準」に基づく保健指導を実施し、次の関連業務を含めるものとする。

（１）ホームページの作成

実施機関のホームページ内に特定保健指導の実施に関するページを作成すること。申込までの流れやプログラムの特色、持ち物など注意点を記載すること。なお、該当ページの URL について、仙台市ホームページにリンクの貼り付けが可能なものとする。

（２）保健指導プログラムの作成

「健診・保健指導実施基準」第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法及び「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」（令和 6 年 4 月厚生労働省健康・生活衛生局）、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.2 版）」（2025 年 6 月厚生労働省保険局）に基づき、保健指導プログラムを作成する。

（３）特定保健指導の予約受付

事業者は対象者からの予約を受付け、利用日時や会場等、積極的支援の利用にあたって必要な事項を案内すること。また、対象者、事業者、利用勧奨事業者（予定）、保険年金課が、それぞれの立場から、特定保健指導の面接等の予約・管理をすることができる、予約受付システム（Web）を活用すること。なお予約受付システム（Web）は保険年金課で準備をし、詳細については内定後に周知する。予約受付システム（Web）は、対象者本人が予約する場合には、メールアドレスを登録する仕様となっているため、予約日前に案内メールを送信することも可能である。

予約受付システム（Web）の運用にあたっては、インターネットに接続可能な PC 等端末で、以下のブラウザに対応しているものを用意すること。なお、クラウドの使用はない。

- ・ Apple Safari（最新バージョン）
- ・ Google Chrome（最新バージョン）
- ・ Microsoft Edge（最新バージョン）
- ・ Mozilla FireFox（最新バージョン）

（４）健診結果について

対象者が持参する健診結果を用いて特定保健指導を実施すること。ただし、対象者の健診結果データが必要な場合は下記いずれかの方法で実施する。

- ア 保険年金課に来庁し、直接授受する。その場合は、施錠可能なケースに入れ、事業所より直行直帰とする。
- イ 運送会社を利用する。その場合は、セキュリティ便等安全かつ搬送の記録が残る方法により運搬を行い授受する。
- ウ クラウドサービスを利用する。その場合は、本市基準(第14項)を満たしたサービスを利用する。

※ア、イの場合、データの取り込みが終了した後、データを格納していた媒体については保険年金課に上記の方法で返却する。なお、特定健診登録医療機関として登録しており、事後指導時に保健指導を実施する実施機関については、特定健診結果通知書を用いて保健指導を行うものとする。

※個人情報受け渡しの際は、授受簿を作成・記録し管理する。

※データの授受・返却に係る経費は実施機関が負担する。

(5) 特定保健指導の実施

「健診・保健指導実施基準」第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法及び「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」（令和6年4月厚生労働省健康・生活衛生局）、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.2版）」（2025年6月厚生労働省保険局）に基づき、保健指導を実施する。

ア 事業実施に必要な機器やライセンス料、インターネット回線代、郵送料（利用者からの返信も含む）等に係る経費は実施機関が負担すること。

イ アプリ利用する場合、体重や歩数等、行動計画に沿った指標を簡単に記録することができ、取り組み結果が対象者に分かりやすく表示されるものとする。

ウ 保健指導実施時には、下記いずれかの方法によりその都度仙台市国民健康保険加入者であることを確認する体制を整えること。

- (ア) 宮城県国民健康保険資格確認書
- (イ) マイナ保険証＋カードリーダー
- (ウ) マイナ保険証＋マイナポータル資格確認画面
- (エ) マイナ保険証＋資格情報のお知らせ

エ 保健指導実施時には、障害を理由とする差別の解消の促進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮を行うものとする。

[URL:https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/sabetsukaisho/torikumi.html](https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/sabetsukaisho/torikumi.html)

オ 仙台市ダイバーシティ推進指針に基づき、外国人対象者に特定保健指導を実施する体制を整えること。

<https://www.city.sendai.jp/kikaku-suishin/documents/diversityguideline.pdf>

(6) その他

2年連続で積極的支援に該当した者のうち、1年目に積極的支援を終了・2

年目も積極的支援対象者に該当し、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、対応を保険年金課と協議すること。

保健指導を行うにあたって不明な点等が生じた場合は、速やかに保険年金課と協議すること。

8 実施機関の要件

実施機関は、「特定健診・特定保健指導の外部委託基準」（平成25年厚生労働省告示第92号）第2（特定保健指導の外部委託に関する基準）に定める基準を満たさなければならない。

9 基準単価

契約単価は、この基準単価以下とし、次のとおりとする。

（利用者の自己負担額は無料とする。）

（1）積極的支援

個別相談（施設型及び遠隔型）

基準単価（消費税込み）	支払い条件
30,800円以下	① 初回支援終了後に4割 ② 実績評価終了後に6割

個別相談（非施設型）

基準単価（消費税込み）	支払い条件
37,400円以下	① 初回支援終了後に4割 ② 実績評価終了後に6割

※ ②の内訳（継続支援終了：5割、実績評価終了：1割）

※ 中途脱落者等については、以下の算式により算定した額とする。

ア 実施済ポイント180以上

継続支援終了単価（契約単価の5割）

イ 実施済ポイント180未満

$$\text{継続支援終了単価（契約単価の5割）} \times \frac{\text{実施済ポイント}}{180\text{ポイント}}$$

（上記算式の小数点以下は四捨五入により算定する。）

（2）動機付け支援相当

基準単価（消費税込み）	支払い条件
6,400円以下	初回支援終了
1,000円以下	3か月後評価終了

1 0 費用の請求

実施月毎に請求書（仙台市会計様式（一般用））を作成し、翌月 20 日までに保険年金課に提出する。

1 1 報告

※報告期日が土・日曜日及び国民の祝日にあたる場合は、その翌営業日を期日とする。

（1）各人ごとの報告

初回支援終了後・実績評価終了後・途中脱落確定後、実施機関は、仙台市規定の報告書様式に必要事項を記載し、「仙台市国民健康保険特定保健指導利用券（積極的支援用）」と合わせて実施月ごとにとりまとめ、施錠可能なケースに入れ、翌月 20 日までに保険年金課に来庁・直接提出する。または、セキュリティ便等安全かつ搬送の記録が残る方法により運搬を行い同期日までに提出すること。報告書様式について、XML 納品を希望する場合は、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.2 版）」の P24・25 の報告書に準ずる様式とあわせて提出すること。

（2）月ごとの報告

実施機関は、月ごとに仙台市規定の報告書様式による月次報告書を作成し、前項同様の方法にて、同期日までに提出すること。

※実績評価は健診受診年度の翌年 8 月末までに確実に終了する。

（3）最終実績報告書の作成

初回支援利用者に対する実績評価が完了した後、実施機関における利用者の実績を評価し、最終実績報告書を作成し、翌年度の 12 月末までに保険年金課に提出する。最終実績報告書の詳細項目については契約後に通知する。

1 2 個人情報の保護

実施機関は、本業務実施にあたっては、個人情報の保護に十分留意しなければならない。実施機関は、本業務実施にあたっては、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報等に係る外部委託に関するガイドライン」、別紙「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」の内容を遵守すること。

1 3 インターネット等を用いた保健指導の制限

（1）実施機関は、対面での面接、ビデオ通話による面談、電話、手紙、アプリを介したのチャット※のいずれかの方法で保健指導を行なうこと。

（2）ファイル共有機能、録画機能を使用しないこと。なお、発注者の許可を得た場合は、この限りではない。

※本市基準(第 1 4 項)を満たしたクラウドサービスにおける、アプリケーションサービスの機能を利用したチャットサービスは利用可とする。

1 4 クラウドサービスの利用

本業務の実施にあたって、クラウドサービスを利用する場合は、以下に示す要件を満たすクラウドサービスを利用すること。一部満たせない要件がある場合は事前に保険年金課と相談するものとし、承認を得られないクラウドサービスは利用してはならない。

- (1) 個人情報閲覧できる管理画面等へのログイン時に、複数要素認証が行われること。複数要素認証が実装されない場合、複数回ログイン失敗時にアカウントをロックする等、何らかの不正アクセス防止対策が取られていること。
- (2) クラウドサービスの利用にかかる法律関係は、国内法が適用されること。
- (3) 裁判管轄として国内の裁判所が指定されていること。
- (4) 事業の実施場所は国内であること。バックアップを含め、データが保存されるデータセンターのリージョンは国内であること。
※国内でない場合は事前に保険年金課に相談すること。
- (5) 管理端末とクラウドサービスが提供するサイバー空間に至る情報の流通経路全般にわたり、通信が暗号化されていること。
- (6) クラウドサービス上に保存されるデータが暗号化されていること。
- (7) 契約終了時において、クラウドサービスに保存したデータを復元不可能な方法で消去すること。契約終了時の消去が難しい場合は、自社又はIaaS事業者において、データが保存されるサーバ機器等の廃棄時に、復元不可能な方法でデータを消去すること。(復元不可能な方法とは、NIST-SP800-88 purge以上の規格に準拠するものとする。)

1 5 保健指導データ等の取扱い等

実施機関は、委託業務を処理するために仙台市から貸与され、又は実施機関が収集し、若しくは作成した個人情報記載された資料等（アプリデータを含む）を、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第10条第1項に基づき、5年間保存しなければならない。また、保存年限の過ぎたものや委託契約が途絶えた場合については、発注者の承認を得た上、返却及び消去し、別紙「行政情報の取り扱いに関する特記仕様書」第2項第6号に示すとおり報告しなければならない。

1 6 運動の実践指導を行う場合の安全性の確保

運動の実践指導を行う場合には、安全に運動ができる環境を整備するとともに、救急時における対応マニュアル（対応方法、連絡・報告体制等を定めたもの）を備え付けるほか、自動体外式除細動器（AED）等の応急処置のための設備を備え付けるものとし、応急対応のためのトレーニングを受けている者が、実践指導を行うものとする。

1 7 再委託の禁止

実施機関は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分※を除く。）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

※「健診・保健指導実施基準」の特定保健指導における元請け・下請けの定義の範囲内とすること。

1 8 譲渡の禁止

実施機関は、委託業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

1 9 その他

この業務委託仕様書に定めのない事項及び様式等は、必要に応じ保険年金課と実施機関が協議の上定める。